

平成 23 年度 国立大学法人東京外国語大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

(カリキュラム・ポリシー)

- ◆学士課程改編に向けて、教養教育の充実と多様化を実現するための学部世界教養プログラムを策定する。
- ◆学士課程改編に向けて、地域・学術専門分野の科目について、構造化と体系化が図られた新学部プログラムを策定する。
- ◆学士課程改編に向けて、学士力強化、質保証の観点から、言語教育強化と多様化を目指した言語能力到達目標について、詳細設計を行う。

(ディプロマ・ポリシー)

- ◆学士課程改編に向けて、学士力を保証するために、現行の学生の指導体制の問題点の洗い出しを行い、効果的な学習ポートフォリオの試作を行う。
- ◆学士課程改編に向けて、学士力強化の検討を行うために、引き続き大学改革の国内外の動向の調査・研究を行い、その結果をとりまとめる。
- ◆学士課程改編に向けて、学士力を強化するために、専門教育を受けるにあたって必要とされる学術リテラシー学習のために、新たな科目の詳細設計を行う。

(アドミッション・ポリシー)

- ◆学士課程改編に向けて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと合致した学生が入学しているか、入学後の追跡調査を実施する。

(成績評価)

- ◆学士課程改編に向けて、言語科目、地域・学術専門分野に関する科目、教養科目について達成基準の明確化のための詳細設計を行う。
- ◆学士課程改編に向けて、他大学の GPA 導入状況を引き続き調査し、GPA 換算の詳細設計を行う。
- ◆学士課程改編に向けて、留学先で修得した単位の新たな認定基準を定める。

(外国語学部に関する特記事項)

- ◆ 学士課程改編に向けて、入学定員の再配置を視野に入れたカリキュラム改編を行う。

【大学院課程】

(カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー (円滑な学位授与の推進))

- ◆ 平成 22 年度に開始した学位論文の執筆等に対する研究指導計画作成の制度を活かし、指導委員会による面接を通じて、複数の教員によるきめ細やかな指導を実施する。
- ◆ 海外における調査・研究等を取り入れた教育課程を活用し、研究者養成をさらに推進する。
- ◆ 海外の大学とのダブル・ディグリーのための制度をさらに整備する。

(アドミッション・ポリシー)

- ◆ PCS (平和構築・紛争予防修士英語プログラム) の秋学期入学に向けた入試の導入を引き続き検討する。

(成績評価)

- ◆ 学習到達目標および成績評価基準を明確にするためのシラバスの例示について検討する。

(キャリアパス)

- ◆ キャリアパスデータベースの書式を確定し、実施細目を検討し、平成 23 年度内実施に向けて作業を行う。
- ◆ 引き続き TUFS オープンアカデミー等を活用し、博士後期課程の学生に教育実践の機会を提供する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(適切な教員の配置)

- ◆ 学部・大学院のカリキュラム・ポリシーに応じた適切な教員配置を行うとともに、学士課程の改編に向けて新たな採用人事を行う。
- ◆ 引き続き留学生等を教育支援者として活用し、語学教育における双方向型学習を推進する。

(教育活動の質の改善のための方策)

- ◆ 教育改善に資する学習ポートフォリオの機能の実装について、詳細設計を行う。
- ◆ 教材開発の成果について研修会を行う等、指導方法の改善に取り組む。

(教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策)

◆高速化したネットワーク環境を最大限に活用した学習環境（ラーニングコモンズ）の構築に向けて、具体的なニーズを分析するとともに、人的学習支援（「多言語コンシェルジュ」等）を実施する。

(国内外の大学間連携の推進)

◆国内外のさまざまな大学・研究機関との間で、学生の派遣、共同授業、連携講座、単位互換などを実施する。また、超短期派遣・受入プログラム実施に向けた検討を行う。

◆国際学術戦略本部において、海外研究教育機関との交流協定に関するガイドラインに基づき、既存の協定の見直しと、新たな協定の戦略的な拡大を図る。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(学生支援のための方策)

◆本学独自の奨学金制度等を活用して、学生に対する経済支援を行う。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により授業料等の納付が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないように、授業料免除等の経済的支援に関する制度の充実を図る。

◆健康診断事業、短期疾病治療、学生生活に関わる各種相談事業・啓蒙活動を実施する。

◆キャリア教育、キャリアガイダンス等、就職支援体制を拡充する。

◆留学生を支援する活動等を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(目指すべき研究の方向性及び重点的に取り組む領域)

◆総合国際学研究院の各部門及び系において、各教員はそれぞれの個人研究を進めつつ、現在の 3 研究所体制を 4 研究所体制（語学研究所、総合文化研究所、海外事情研究所、国際関係研究所）に再編し、4 研究所を中心に、言語及び地域横断的・学際的な研究を推進する。

◆総合国際学研究院の先端研究部門においては、グローバル COE「コーパスに基づく言語学教育研究拠点」を主導するとともに、先端的な研究活動を展開する。

◆国際日本研究センターにおいて、日本語・日本研究を推進する。

◆共同利用・共同研究拠点として、アジア・アフリカを中心とした言語態、地域生成、文化の伝承と形成に関する共同研究を実施する。

◆言語態に関する基礎研究の領域においては、「急速に失われつつある言語多様性に関

する国際研究連携体制の構築」事業に重点的に取り組む。

◆地域生成に関する基礎研究の領域においては、中東・イスラーム圏における人間移動と多元的社会編成の研究およびアフリカ文化研究に基づく多元的世界像の探求に重点的に取り組む。

◆文化の伝承と形成に関する基礎研究の領域においては、人類学における微視的研究領域と巨視的研究領域の接合可能性に関する研究に重点的に取り組む。

◆アジア・アフリカを中心とする情報資源科学では、諸言語・文化・地域に関する研究資源化を推進する。

(研究の水準・成果の検証に関する具体的方策)

◆博士後期課程担当資格の判定を兼ねて、研究院の全教員の研究成果を自己点検評価する。

◆AA 研においては、共同研究、個人研究等に関して独自の評価基準の下に、自己点検評価報告書を作成する。

◆AA 研においては、共同利用・共同研究課題の研究水準・成果について、外部評価を実施する。

(成果の共同利用（学内・学外）ならびに公開に関する具体的方策)

◆それぞれの研究成果を、学術書として、あるいは国内外の学術雑誌に論文として発表する。また、国内外の研究集会などで積極的に発表を行う。

◆AA 研の共同研究・個人研究の成果については、AA 研の刊行する学術雑誌・叢書・論集・基礎語彙集等により公表する。

◆AA 研において、客家語、アムハラ語の 2 言語の言語研修を行うとともに、言語研修テキストの電子化を進める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(研究者等の適切な配置に関する具体的方策)

◆先端研究部門配属の研究者の業績を、平成 22 年度に検討を始めた評価基準・方法に基づき評価する。

◆AA 研においては、重点的領域を設定し、その分野の優れた研究者の採用計画を立てる。

◆共同研究推進のため外国人客員研究員を招聘、配置する。

◆AA 研においては、任期付きポストや客員（フェロー）制度を運用する。

(研究環境の整備及び資金配分に関する具体的方策)

◆科学研究費補助金などの外部資金獲得に努め、大学院競争的経費を戦略的に配分する。

- ◆AA 研においては、重点的な資源配分を行う研究領域を設定する。

(共同利用・共同研究拠点の研究実施体制等に関する特記事項)

- ◆AA 研においては、国内外の研究者を組織した国際的な広がりのある共同利用・共同研究課題採択のため、外部の有識者を加えた共同研究専門委員会が審査を実施する。
- ◆AA 研の学術雑誌『アジア・アフリカ言語文化研究』については、国内外から広く投稿を募り、国際的水準を維持するため、外部の研究者を加えた編集・査読体制により刊行する。
- ◆情報資源利用研究センター（IRC）において、研究資源の構築と発信を通じた共同利用を進める。
- ◆フィールドサイエンス研究企画センター（FSC）において、海外学術調査総括班における学術情報の収集・発信を行うとともに、地域研究コンソーシアムにおける関連諸研究機関との連携を維持する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

(教育・研究成果の社会への公開・還元)

- ◆サテライトキャンパスを活用し、世界諸地域の言語・文化・社会に関する公開講座、講演会等を実施する。
- ◆AA 研の所員や共同研究員などによる臨地研究の成果を研究者コミュニティと共有し、また一般に分かりやすく広報するため、雑誌『フィールドプラス』を企画・編集し、年2回刊行する。
- ◆AA 研において、研究成果を紹介する資料展示を実施し、オンラインでも公開する。

(地域貢献・社会貢献)

- ◆多言語・多文化教育研究の成果に基づく社会貢献事業を行う。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

《教育》

(海外留学、海外研修の推進)

- ◆「e-アラムナイ」事業、TUFSS グローバルコミュニティ事業による卒業生ネットワークを活用し、海外に留学する学生の支援を行う。
- ◆ITP 等を利用して、海外における臨地研究、海外インターンシップ、海外研修等に大学院生を積極的に送り出す。

(キャンパス・グローバル化)

◆キャンパス・グローバル化を推進するため、アゴラ・グローバルを積極的に活用するとともに、民間資金を活用した新たな整備手法による国際交流会館3号館の建設に着手する。

(日本語教育研究の世界的な拠点としての役割の強化)

◆JLC 日本語スタンダードズ (JLC 日本語スタンダードズ) に基づく教材・教授法開発を推進する。

◆多様なレベルの留学生を対象とする全学日本語プログラム及び大学・大学院進学配置前の予備教育を実施する。

◆教員研修留学生プログラム等による日本語教員養成を通じて、国内外の日本語教育の普及に貢献する。

◆国内外の教育研究機関のニーズに応えるため、日本語・日本文化に関する教育研究についての情報提供、アドバイジング等を行うとともに、日本語・日本文化についての教材を作成し、利用に供する。

《研究》

(基礎的・基盤的研究活動を通じた国際化)

◆国際研究集会を開催し、研究成果を学内外の研究者と共有する。

◆海外に設置したりエゾンオフィスを利用して国際的研究活動を推進する。

◆AA 研においては、外国研究機関と締結した協定に基づき、共同研究を推進する。

◆本学を拠点として設立された海外機関とのアジア・アフリカ研究・教育コンソーシアム (CAAS) を通じて学術交流を活性化する。

《国際貢献》

(国際貢献)

◆本学の特性に応じ、国際協力に貢献する人材の育成等の国際貢献を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

(運営組織の効率的・機動的な運営に関する具体的方策)

◆経営戦略会議の部会において、社会的状況に即応した機動的・戦略的な具体的審議を

行い、学長のリーダーシップに基づく大学運営及び資源配分を行う。

◆役員会、理事・副学長会議等を定期的に開催し、教育研究評議会における教育研究に係る重要事項の審議を活性化させる。

◆大学執行部と各部局執行部との懇談会を定期的に開催し、大学として取り組むべき課題の洗い出しを行う。

(運営組織の合理的で責任ある体制整備に関する具体的方策)

◆経営協議会における経営に係る重要事項についての審議を活性化させるために、年1回、大学の経営全般についての議題を設ける。

(教育研究組織の編制・見直しのシステムに関する具体的方策)

◆経営協議会を中心に、教育研究組織の編成について審議を行う。

(女性教員、外国人教員への支援に関する具体的方策)

◆経営戦略会議男女共同参画部会における検討内容を元に、必要に応じて施策を講じる。また、外国人教員に対するワンストップサービスを実施する。

(人事評価システムの活用に関する具体的方策)

◆定期人事評価を行い、人員配置、昇給の際の参考とするとともに、その結果を、各年度の定期昇給、勤勉手当等に適切に反映させる。

(教職員の採用及び教員の流動性向上に関する具体的方策)

◆優れた若手研究者を育成し、研究環境の活性化と教育研究水準の向上を図ることを目的とし、テニユアトラック制度の拡充を図る。

(大学職員の職能開発)

◆職員の資質・能力の向上を図るため、海外研修を含む実地研修等を実施する。また、平成23年度事務職員研修計画を策定する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(事務組織の機能・編制の見直しに関する具体的方策)

◆教育研究組織の改編に伴い、必要な事務組織の見直しを行うとともに、アウトソーシング、電算化、簡素化等について、検討を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策)

◆経営戦略会議戦略企画部会及び研究推進部会の検討結果に基づき戦略に基づき、外部資金を獲得する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

◆平成 22 年度に策定した人件費管理計画を実施する。

◆管理的経費等の節減について検討し、可能なものから実現する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

◆資産の運用状況及び施設利用状況についての調査結果に基づき、資産及び施設の有効活用のための方策を策定する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実にに関する目標を達成するための措置

◆点検・評価室を中心に、大学情報データベースを活用し、年度計画の進捗状況についてヒアリング等を行い、必要に応じて改善を命ずる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

◆大学のホームページ、広報誌「GLOBE Voice」「フィールドプラス」等を活用して、学外に情報を発信する。また、教育研究組織の改編に伴い、必要な広報を実施する。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

◆施設の点検・評価を実施するとともに、施設マネジメント室において、施設の有効活用、老朽化対策、省エネ対策等の具体的方策について検討を進め、中期計画期間における施設整備を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

◆学生及び職員の安全管理のための危機管理委員会、衛生管理・保健管理のための衛生委員会、就労等の環境管理のための苦情処理委員会、ハラスメント防止委員会が個別の事態に応じ適切な措置を講じるとともに、必要な方策についての検討を行い、中期計画期間における行動計画を策定する。また、情報セキュリティについて、計画及び政府指針に従い情報セキュリティ対策を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

◆平成 22 年度に策定した平成 23 年度の監査計画に基づき、必要な監査を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

9億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

なし

2. 重要な財産を担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
小規模改修	総額 11	国立大学財務・経営センター施設 費交付事業費 (11百万円)

注) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2. 人事に関する計画

策定した人員削減計画に基づき、人員管理を行う。

(参考1) 平成23年度の常勤職員数の見込み 315人
また、任期付き職員数の見込み 50人

(参考2) 平成23年度の人件費総額見込み 4,015百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 、 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 23 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 4 2 1
うち補正予算による追加	3
補助金等収入	1 2 8
国立学校財務・経営センター施設費交付金	1 1
自己収入	2, 3 4 5
授業料、入学金及び検定料収入	2, 2 7 8
雑収入	6 7
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1 5 9
計	6, 0 6 4
支出	
業務費	4, 4 3 3
教育研究経費	4, 4 3 3
一般管理費	1, 3 3 3
施設整備費	1 1
補助金等	1 2 8
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1 5 9
計	6, 0 6 4

[人件費の見積り]

期間中総額 4, 0 1 5 百万円を支出する。(退職手当は除く)

※ 運営費交付金収入には、平成 2 3 年度補正予算 (第 3 号) により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業 (3 百万円) が含まれている。

また、授業料、入学金及び検定料収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

2. 収支計画

平成 23 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	6, 1 4 4
經常費用	6, 1 4 4
業務費	5, 8 9 1
教育研究経費	1, 4 0 0
受託研究経費等	1 5 8
役員人件費	6 3
教員人件費	3, 2 2 6
職員人件費	1, 0 4 4
一般管理費	2 1 1
減価償却費	4 2
収入の部	6, 1 4 4
經常収益	6, 1 4 4
運営費交付金収益	<u>3, 3 2 7</u>
<u>うち補正予算による追加</u>	<u>3</u>
授業料収益	<u>2, 0 7 3</u>
入学金収益	2 7 3
検定料収益	8 6
受託研究等収益	1 5 8
補助金等収益	1 1 7
寄附金収益	1
雑益	6 7
資産見返運営費交付金等戻入	3 0
資産見返補助金等戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	1 0

注) 受託研究経費等は、受託事業費、共同研究費、共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益、共同事業収益を含む。

※ 運営費交付金収益には、平成 23 年度補正予算 (第 3 号) により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業 (3 百万円) が含まれている。

また、授業料収益の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

3. 資金計画

平成 23 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	6, 4 8 4
業務活動による支出	5, 9 4 8
投資活動による支出	1 1 6
翌年度への繰越金	4 2 0
資金収入	6, 4 8 4
業務活動による収入	6, 0 5 3
運営費交付金による収入	<u>3, 4 2 1</u>
うち補正予算による追加	<u>3</u>
授業料及び入学金検定料による収入	<u>2, 2 7 8</u>
受託研究等収入	1 5 8
補助金等収入	1 2 8
寄附金収入	1
その他の収入	6 7
投資活動による収入	1 1
施設費による収入	1 1
前年度よりの繰越金	4 2 0

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付金を含む。

※ 資金収入には、平成 23 年度補正予算 (第 3 号) により措置された東日本大震災により被災した学生等に係る授業料等免除事業 (3 百万円) が含まれている。

また、授業料及び入学金検定料による収入の変更は、東日本大震災により被災した学生等に対する授業料等免除の実施に伴うものである。

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

外国語学部	欧米第一課程	560人
	欧米第二課程	760人
	ロシア・東欧課程	400人
	東アジア課程	440人
	東南アジア課程	400人
	南・西アジア課程	300人
	日本課程	180人
総合国際学研究科		
博士前期課程	言語文化専攻	94人
	〔うち修士課程	94人
	博士課程	0人〕
	言語応用専攻	68人
	〔うち修士課程	68人
	博士課程	0人〕
	地域・国際専攻	74人
	〔うち修士課程	74人
	博士課程	0人〕
	国際協力専攻	60人
	〔うち修士課程	60人
	博士課程	0人〕
博士後期課程	言語文化専攻	60人
	〔うち修士課程	0人
	博士課程	60人〕
	国際社会専攻	60人
	〔うち修士課程	0人
博士課程	60人〕	